

117 弁護士規則制定に付請議

〔明治二十四年一月〕

(注記1) 司法省文第四九六号

(注記2) (道家) 印

(注記3) 弁護士規則制定相成度儀ニ付請議

明治九年司法省甲第壹号布達代言人規則ノ義ハ予テ改正ヲ要ス
ル見込ニ有之候処先般裁判所構成法其他ノ諸法典相統テ頒布セ
ラレタルヨリ益マス其要ヲ感シ候ニ付弁護士規則別冊ノ通制定
相成度法律案相添此段請閣議候也

明治廿三年六月廿六日

司法大臣伯爵 山田顯義 印

(注記4)

内閣総理大臣伯爵 山縣有朋殿

法律案

朕弁護士規則ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

明治廿三年 月 日

(表紙)

弁護士規則

法律第 号

弁護士規則

第一条 弁護士ハ依頼ニ応シ又ハ法律ニ定メタル場合ニ於テハ
裁判所ノ命令ニ従ヒ左ノ職ヲ行フモノトス

第一 通常裁判所ニ於テ当事者ノ為メ陳述弁論ヲ為スコト

第二 訴状準備書面其他訴訟上必要ナル書案ヲ作ルコト

第二条 弁護士ハ地方裁判所、控訴院若クハ大審院ノ弁護士名
簿ニ其氏名ヲ登録シタル後ニ非サレハ職ヲ行フコトヲ得ス

第三条 大審院ノ弁護士名簿ニ登録ヲ願フ者ハ司法大臣ニ宛タ
ル願書ヲ検事総長ニ控訴院以下ノ名簿ニ登録ヲ願フ者ハ其願
書ヲ検事長ニ差出ス可シ

第四条 登録願書ニハ左ノ事項ヲ証明スル書面ヲ添フ可シ其証
明書ニハ弁護士二人以上ノ保証アルヲ要ス

第一 司法大臣ノ定メタル弁護士試験規則ニ依リ出願前五年
以内ニ試験ニ及第シタルコト

第二 出願前一箇年半以上弁護士ノ事務所及裁判所ニ於テ引

続キ事務ヲ修習シタルコト

第三 年齢満二十五年以上ナルコト

第四 身体及精神ノ状態弁護士ノ職ヲ行フニ堪ルコト

第五 重罪（国事犯ニシテ復権シタル者ヲ除ク）又ハ定役ニ

服スヘキ軽罪ヲ犯シタルコトナク其他品行善良ナルコト

第六 身代限ノ処分ヲ受ケタルコトナク又ハ之ヲ受ケタルモ

負債ノ義務ヲ免レタルコト

第七 控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上地方

裁判所ノ所屬弁護士タリシコト大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フ

場合ニ於テハ五年以上控訴院ノ所屬弁護士タリシコト

第五条 帝国大学法律科卒業生ハ卒業後五年以内ニ於テハ其卒
業證書ヲ以テ前条第一ニ掲ケタル事項ノ証明ニ代フルコトヲ
得

裁判官檢察官若クハ帝国大学法律科教授タリシ者又ハ判事檢
事タルノ資格ヲ有スル司法省高等官タリシ者ハ其旨及ヒ前条
第四乃至第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ地方裁判所ノ名
簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

五年以上裁判官檢察官若クハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ
其旨及前条第四乃至第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ控訴
院ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

地方裁判所長、控訴院若クハ大審院ノ判事又ハ十年以上裁判
官檢察官若クハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其旨及前条第
四乃至第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ大審院ノ名簿ニ登
録ヲ願フコトヲ得

第六条 弁護士ニシテ自己ノ願ニ因リ登録ヲ取消サレタル者ハ
再ヒ同一又ハ他ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

再登録ヲ願フ者以前ノ登録ヲ証スルトキハ第四条第一乃至第

三ニ掲ケタル事項ヲ証明スルヲ要セス

第七条 登録ニ関ル手續ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル

第八条 登録ノ許可ヲ得タル者ハ登録前名簿ヲ主管スル裁判所

ニ左ノ手数料ヲ納ム可シ

第一 大審院ニ於テハ 金五百円

第二 控訴院ニ於テハ 金三百円

(下札1)

第三 地方裁判所ニ於テハ 金百円

第九条 名簿ヲ主管スル裁判所ハ登録ノ事実ヲ官報ニ公告ス可シ

第十条 登録セラレタル弁護士ハ其属スヘキ弁護士会ニ登録ノ事実ヲ届出テ且左ノ保証金ヲ預ク可シ

第一 大審院所属弁護士ハ 金二百円

第二 控訴院所属弁護士ハ 金百五十円

第三 地方裁判所々属弁護士ハ 金百円

第十一条 地方裁判所ノ名簿ニ登録セラレタル弁護士ハ其裁判所及其管内ノ区裁判所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

控訴院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ其院及其管内ノ下級裁判所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

大審院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ各裁判所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

第十二条 各弁護士ハ所属裁判所々在ノ市町村内ニ住居ヲ定メ又ハ事務所ヲ設ク可シ

各弁護士ハ其住居又ハ事務所ヲ所属裁判所及所属ノ弁護士会ニ届出ツ可シ

第十三条 所属裁判所ノ管轄外ニ在ル裁判所ニ於テ職ヲ行ハントスルトキハ弁護士ハ其事由ヲ表示シテ所属裁判所ノ長及職ヲ行フヘキ裁判所ノ長又ハ監督判事若クハ一人ノ判事ノ認許ヲ受ク可シ

地方裁判所ノ所属弁護士ニシテ控訴院ニ出廷スルノ認許ヲ得タル者ハ事実ノ陳述ヲ為スコトヲ得ルト雖モ弁論ヲ為シ及書

案ヲ作ルコトヲ得ス

地方裁判所若クハ控訴院ノ所属弁護士ハ如何ナル場合ニ於テモ大審院ニ於テ職ヲ行フコトヲ得ス

第十四条 弁護士ハ帝国議會議員府県会ノ常置委員官公私立学校ノ長若クハ教員又ハ金錢ノ利益ヲ目的トセサル会社若クハ協会ノ長タル場合又ハ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務ヲ取扱フ場合ヲ除ク外報酬アル公務ニ就キ又ハ職業ヲ行フコトヲ得ス

第十五条 大審院ノ所属弁護士及各控訴院管内ノ弁護士ハ各別ニ弁護士会ヲ設立ス可シ

大審院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ大審院弁護士会ヲ組織ス控訴院及其管内地方裁判所ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ其控訴院弁護士会ヲ組織ス

第十六条 各弁護士会ハ會員名簿ヲ作り其写ヲ検事総長若クハ検事長ニ差出ス可シ

第十七条 各弁護士会ハ毎年通常總會ニ於テ常議員ヲ選定ス可シ

各控訴院若クハ各地方裁判所ノ所属弁護士ハ三人以上五十人毎ニ常議員一人ヲ出ス可シ

第十八条 各控訴院及各地方裁判所ノ所属弁護士ハ其出ス可キ常議員一人ニ付キ二人ノ候補者ヲ指名シテ所属弁護士会ノ通常總會ニ差出シ通常總會ハ候補者中ヨリ常議員ヲ選定ス可シ

第十九条 各弁護士会ニ会長一人ヲ置ク

第二十条 会長ハ其所属弁護士会及常議員会ノ長ト為リ議事ヲ

整理ス可シ

第二十一条 会長ハ毎年通常総会ニ於テ常議員中ヨリ之ヲ選定ス可シ

第二十二条 議長一時ノ事故アリテ其職務ヲ行フコト能ハサルトキハ他ノ常議員中弁護士トシテ就職ノ最旧ルキ者之ニ代理ス可シ

第二十三条 会長及常議員ハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第二十四条 会長及常議員ハ前年度ニ於テ常議員タリシカ又ハ其他正当ナル事由アルニ非サレハ当选ヲ辞スルコトヲ得ス

第二十五条 常議員ノ三分ノ一ハ毎年退任ス可キモノトス残り

二分以外ノ端数ハ第一回退任者ノ数ニ加算ス

第一回ノ退任者タルヘキ者ハ常議員ノ総員中ヨリ第二回ニ退任スヘキ者ハ残り二分中ヨリ各抽籤ヲ以テ定メ爾後ハ先任者ヨリ順次交代ス可シ

第二十六条 任期満(抹消)(加筆)〔子〕〔テ〕退任スル会長及常議員ハ再選セラ
ル、コトヲ得

第二十七条 常議員ニ欠員アルトキハ常議員ハ第十八条ノ規程ニ依リ新ニ指名セラレタル候補者中ヨリ補欠員ヲ選定ス

会長欠タルトキ又ハ常議員ニ三人以上ノ欠員アルトキハ臨時總會ニ於テ其補欠員ヲ選定ス可シ

第二十八条 常議員ハ選挙ノ結果ヲ検事総長若クハ所属控訴院ノ検事長ニ届出ツ可シ

候補者選挙ノ効力ニ付キ異議アルトキハ検事総長又ハ検事長ノ裁定ヲ請フコトヲ得

検事総長又ハ検事長選挙ヲ不当ト認ムルトキハ改選ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ裁定又ハ命令ニ対シテハ司法大臣ニ抗告ヲ為スコトヲ得

第二十九条 満期退任スル者ハ後任者当选ノ効力確定スルマテ其任ニ留ル可シ

第三十条 各弁護士会ハ毎年一回通常総会ヲ開ク可シ

通常総会期外ニ於テ常議員ノ欠員補充ノ為メ又ハ其他總會ノ議決ヲ要スル緊急ノ事項生シタルトキハ弁護士会ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

常議員会ハ事ノ須要ニ従ヒ開会スルモノトス

第三十一条 通常総会ノ期日ハ總會若クハ其委任ニ因リ常議員之ヲ定ム臨時總會ノ期日ハ常議員之ヲ定ム

第三十二条 總會ハ所属控訴院所在ノ市町村ニ開会スルヲ例トス但出席會員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ控訴院管内ノ一地方裁判所々在ノ市町村ニ開会スルコトヲ得

前項但書ニ依リ總會開会地ノ移転アル場合ヲ除ク外常議員ハ所属控訴院所在ノ市町村ニ合ス可シ

第三十三条 會議ヲ開カントスルトキハ会長ヨリ開会ノ時日場所及議題ヲ各會員ニ通知ス可シ

第三十四条 会長ハ總會及常議員會開会ノ時日場所及議題ヲ前以テ検事総長又ハ検事長ニ届出ツ可シ

検事総長、検事長又ハ其代理検事ハ何時ニテモ会場ニ臨席シ又ハ會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十五条 総会ノ議事ハ比較多数ヲ以テ決ス

常議員会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第三十六条 総会ハ弁護士会則、常議員処務規程、毎年度ノ収支予算案及其他正当ニ提出セラレタル議案ヲ議決シ且常議員ヨリ前一年度ノ収支決算報告処務要領報告及会員ニ関スル報告ヲ受クルモノトス

会則ニハ議事及謝金ニ関スル規程其他本則ノ範囲内ニ於テ会務ノ処理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ

議決シタル弁護士会則及常議員処務規程ハ検事総長又ハ検事長ノ認可ヲ得テ実行ス可シ

第三十七条 常議員ハ左ノ任務アルモノトス

第一 所属弁護士会員ノ懲戒ニ付キ懲戒裁判所ニ訴追ヲ為スコト

第二 委託ニ応シ所属弁護士会員ト依頼人トノ間又ハ所属弁護士会員間又ハ所属弁護士会員ト他ノ弁護士会ノ会員トノ間ノ争議ヲ和解シ又ハ仲裁スルコト

第三 所属弁護士会ノ財産並会員ノ保証金ヲ管理シ及総会ノ議決シタル金額ヲ会員ヨリ徴収シ其他会計ヲ整理スルコト

第四 弁護士名簿ニ登録セラレンコトヲ出願スル者ノ合格ニ合格ニ付キ其他司法大臣検事総長又ハ検事長ノ諮問ニ対シ意見ヲ述ヘ又ハ報告ヲ為スコト

第五 総会ノ議案ヲ整頓シ其他法律命令及所属弁護士会ノ諸規程ニ従ヒ会務ヲ監察処理シ且其会及弁護士全体ノ利益ヲ

保護スルコト

第六 毎年通常総会ノ後ニ於テ前年度間ノ事務及会員ニ関スル年報ヲ大審院若クハ所属控訴院ニ及検事総長若クハ検事長ヲ經テ司法大臣ニ提出スルコト

第三十八条 常議員ハ法律及弁護士会則ニ依リ所属弁護士会員ニシテ弁護士ノ職務ニ不相当ナル行為アル者ヲ職権ヲ以テ又ハ依頼人ノ請求ニ因リ懲戒裁判所ニ訴追ス可シ

又検事ハ職権ヲ以テ前項ノ訴追ヲ為スコトヲ得

第三十九条 控訴院弁護士会ノ会員ニ対スル懲戒訴追ハ其控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ニ又大審院弁護士会ノ会員ニ対スル懲戒訴追ハ大審院ニ於ケル懲戒裁判所ニ之ヲ為スコトヲ得

懲戒裁判ニ付テハ判事懲戒法ノ規則ヲ準用ス

第四十条 懲戒罰ハ左ノ四種トス

第一 譴責

第二 五十円以下ノ過料

第三 一年以下ノ停職

第四 除名

第四十一条 懲戒訴追ヲ為スヘキヤ否及名簿登録出願人ノ合格ナルヤ否ヲ評決スルニハ常議員過半数ノ出席アルヲ要ス

第四十二条 総会及常議員ノ行為ニシテ法律命令及会ノ定規ニ違フモノアルトキハ司法大臣ハ之ヲ無効トシ又ハ禁止スルコトヲ得

第四十三条 弁護士ニ非サル者ハ弁護士ノ職ヲ行フヲ以テ業ト為スコトヲ得ス

ス所ハ資テ以テ立案ノ料トスルニ足ラス是改正代言人規則案ヲ提出スルノ代リニ新ナル弁護士^(抹消)〔規則〕^(加筆・朱書)〔法案〕ヲ草シタル所以ニシテ止ムヲ得サルニ出ルナリ

第一条 刑事訴訟法及ヒ民事訴訟法ニ依リ弁護士ハ重罪犯人若クハ無資力者ノ弁護ヲ命セラル、コトアリ法律ニ定メタル場合トハ右等ノ場合ヲ謂フ

裁判所構成法第一条ニ区裁判所地方裁判所控訴院大審院ヲ通常裁判所ト称スル旨ヲ記セリ茲ニ所謂ル通常裁判所ハ亦其意ニ外ナラス夫ノ軍法會議行政裁判所ノ如キ特別裁判所ニ於ケル弁護士ノ職務権限ハ各特別法ノ規定スル所ニ任スルヲ可トス

第二条 地方裁判所以上ノ裁判所ニハ弁護士名簿ナル帳簿ヲ備置キ各所管内ノ弁護士ヲシテ必ラス之ニ其姓名ヲ記入セシメ以テ弁護士タルノ証トシ従来ノ如ク別ニ免許状ヲ与ヘサルノ方ナリ若シ姓名ヲ名簿ニ登録セスシテ弁護士ノ職ヲ行フ者アラハ第四十^(抹消)三^(加筆・朱書)四^(抹消)条ノ制裁ヲ受クヘシ

第三条 検事総長検事長ハ直接ニ又ハ部下ノ検事ヲ經テ間接ニ所管内ノ弁護士ヲ監査スルヲ以テ職トス故ニ登録願書モ監査官ノ手ヲ經由シテ提出セシムルヲ可トス

第四条 郡区市町村長等ヲシテ此類ノ事項ヲ証明セシムルノ例許多ナリト雖モ効用ノ薄キハ皆人ノ知ル所ナリ却テ出願人ノ事務修習ヲ監督補助シタル者其他相識ノ深キ同業先輩ヲシテ保証セシムルニ若カス

弁護士ノ試験ハ判事検事ノ試験ト同様ナラシムル見込ナリ

^(抹消)〔及第ノ効力ニ年限ヲ付スルハ學問日進ノ世ニ於テ久シキ以前ノ及第者ヲ尊重スルノ妙モナク又及第後久シク出願ヲ為サヌ程ノ者ヲ優遇スルノ要ナキカ故ナリ〕修習年^(抹消)〔期〕^(加筆)ヲ一箇年半以上トシタルハ試補ノ修習期間タル三年ニ比シテ短キニ似タリト雖モ創設ノ制限ナルヲ以テ先ツ輕短ナルヲ良シトス且目下ノ状態ハ之ヨリ長キ年期ノ制定ヲ許サ、ルヘシ

第四第五ハ身心衰耗汚為濫行ノ輩ヲ防クカ為メニシテ体格ヲ検査シ徳望最モ厚キ者ヲ採ルノ意ニ在ラス

第五条 判事検事タルノ資格ヲ有スル^(抹消)〔司法省高等官〕^(加筆・朱書)〔^(加筆)〔^(加筆)〕トハ本年法律第二十三号裁判所構成法施行条例第二十条ニ記載シアル者ヲ云フ

地方裁判所長控訴院大審院ノ判事ハ孰レモ拔擢ニ因テ補職セラル、輩ナレハ別ニ二年數ノ制限ヲ置クノ必要アルヘカラス

第六条 第十四条ノ允許スル以外ノ職業ニ就ンカ為メ其他一身上ノ都合ニ因リ自カラ弁護士ノ職ヲ退クハ固ヨリ勝手タルヘシ然レモ一旦堪能アリテ弁護士タリシ者ハ随意ノ退職ニ因リ忽チ其堪能ヲ失フコトアルヘカラス故ニ再登録ヲ願フコトヲ得セシメ復學力実務ノ試験ヲ要セス然レモ此規定ハ自己ノ願ニ依リ退職シタル者ノミニ適用シ懲戒ニ依リ除名セラレタル輩ニハ適用セサルナリ除名ニ処セラル、程ノ失態アル者ハ再登録ノ優待ヲ受クルノ価値アルヘカラス

第八条 現制ニ依レハ代言人ハ免許料トシテ年々金十円ヲ官ニ納ム若シ免許料ヲ納メサレハ其職ヲ行フコトヲ許サス前ニ其不当ヲ陳述セリ然レモ弁護士ハ一種ノ特權ヲ有スル者ニシテ

其所得亦寡カラス此所得ノ幾分ヲ割テ其特権ニ酬フルハ固ヨリ不可ナルナシ外国ノ例ヲ按スルニ代言ヲ一種ノ榮譽職トシテ特ニ之ヲ尊重スルハ各国概子其軌ヲ一ニスト雖モ代書ノ業ハ敢テ普通ノ職業ト殊別スルコトナシ而シテ弁護士ハ代言代書ノ兩職ヲ兼行スル者ナレハ一概ニ外国代言人ノ例ヲ以テ弁護士ヲ論シ難キモノアリ又代言人等ハ現ニ苦訴スル所モ納金ノ有無ニ因リテ其權利ノ明滅ヲ来タスニ在ルカ故ニ此点ヲ改正スレハ苦情亦随テ消失スヘシ是以テ今現制ヲ改メ一時ニ若干ノ金円ヲ納メシメ以テ古制ニ所謂〔抹消〕〔加筆〕加金ト一般ノ納金ヲ為サシム

而シテ此免許料ト現制ノ免許料トノ間金額ノ差稍大ナリ現制ノ免許料ハ無資ノ者ヲシテ濫リニ代言ノ職ニ就カシメサラントスルノ意ニ出ルヤ蓋シ疑フヘカラス恒産ナキ者容易ニ代言事務ニ当ルトキハ其職ニ対スル名譽德義厚カラシテ其職ニ欠クヘカラサル信用亦随テ固カラス公益ニ於テ危害鮮カラサルカ故ニ此種ノ制限ヲ設クルハ事ノ宜キヲ得タルモノナリ唯免許料ハ毎歳十円ノ少額ナルヲ以テ制限ノ目的ヲ達スルノ効ナキノミ是新旧免許料ノ間ニ金額ノ差アル所以ナリ

又免許料ニ於テ大審院控訴院地方裁判所ニ從ヒ其金額ヲ異ニスル所以ハ弁護士ノ職ヲ行フ範圍ノ広狭アレハナリ

第十条 大審院及控訴院管内ノ弁護士ヲシテ各会団ヲ作り互ニ

風儀ヲ勵修シ専ハラ非行ノ懲戒ヲカメシム〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕

〔加筆〕〔朱書〕〔抹消〕〔朱書〕〕〔加筆〕〔朱書〕〕然レモ此制モ制裁必至ノ保証ナ

ケレハ効用半ハ空シカラン故ニ予メ身元保証金ヲ〔抹消〕〔懲〕

〔加筆〕〔朱書〕〕收シ事アルノ日ハ之ヲ没収スルコトヲ得ルノ途ヲ開キ置クハ頗フル肝要ナリ従来自カラ勵ミ他ヲ懲スノ実拳ヲサリシハ亦現制ニ此用意欠クルニ因ルモノアルヘシ

第十一条 代言人ノ現状ハ所謂ル玉石混合ニシテ優者モ相当ノ

品位信用ヲ得難ク劣者モ僥倖ノ利益ヲ射易ク當業者之ヲ不幸

トシ世人之ヲ不利トシ皆齊シク代言人ノ〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕〕〔朱書〕

説ケリ最モ望マシキ事柄ナリト雖モ説者ノ主張スル再試験執

行ハ穩当ナル手段ニ非ス今日ノ代言人ヲ適職者ト認ムレハコ

ソ之ニ免許状ヲ授与シ置クナレ此適職者ヲシテ強テ適職ノ試

蹟ヲ挙示セシメントスルハ自家撞着ノ推理ナルノミナラス亦

大ニ營業ノ安康ヲ害スルノ論ナリ仮リニ再試験ノ執行ヲ今日

ニ可ナリトセンカ来年ニ不可ナルノ理モナク況ンヤ五六年ノ

後ニ於テオヤ再試験又再試験到底止ム期アルヘカラスシテ実

際無益ノ拳ナリト云フヘシ抑モ玉石混合ノ弊ヲ矯ムルハ唯リ

劣者ヲ黜クルノ一方ニ止マラス優者ヲ陟スモ亦一方ニシテ其

結果ハ彼此相均シカルヘシ是本条ニ於テ代行人職ノ範圍ヲ

三種ニ區別シタル所以ナリ其範圍特権ノ広狭ニ比例シテ

〔抹消〕〔加筆〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕

〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕

〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕

〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕

〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕

〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕〔朱書〕〕

或ハ代言人カ職ヲ行フノ範圍ニ制限ヲ創設スルハ不可ナリト

〔下礼6〕

云ハンカ表面尤モナルニ似タリト雖モ大審院控訴院所在地ノ
 代理人ヲ除カハ甲始審裁判所ノ代理人ニシテ往テ乙始審裁判
 所ニ職ヲ行フ者ハ実ニ稀有ナルカ故ニ本条第一項ノ規定ハ恰
 モ今日ノ実況ヲ写シタルモノト云フモ可ナリ尤モ控訴院大審
 院所在地ノ輩ニハ此等ノ高等法廷及管外ノ諸裁判所ニ出入ス
 ル者多シト雖モ此輩ハ第二項若クハ第三項ノ規定ヲ利用シ得
 ヘキカ故ニ此制限ハ何人ノ実益ヲモ害セサルナリ況ンヤ止ヲ
 得サル事由アルトキハ第十三条ノ規定ヲ利用シ得ルニ於テオ
 ヤ

第十二条 民事訴訟法其他ノ法律ニ於テ裁判所々在地トハ其地

ニ在ル区裁判所ノ管轄内ヲ謂フコト、定メタリ本〔規則〕

(加筆・朱書)

〔法〕ニハ此意義ヲ避ケンカ為メ殊更ニ所在ノ市町村ト記シタ

ルナリ住居若クハ事務所ヲ設ケシムルハ裁判所ノ喚出依頼人
 ノ囑托ノ便ヲ慮リタルナリ唯年来現今ノ始審裁判所支庁所在
 地ニ住居シテ業ヲ営ム者ノ類アリテ一概ニ住居ヲ定メシムル
 コト難シ故ニ事務所ヲ設クルノ活路ヲ開キタリ

第十三条 各弁護士ハ所属裁判所ニ於テ其職ヲ行フヲ常規トス

レモ事件若クハ依頼人ノ關係上甲裁判所々属弁護士ニシテ乙
 裁判所ニ於テ其職ヲ行フノ要起ルコトアリ此場合ニ於テ強テ
 常規ヲ適用スルハ大ニ弁護士及依頼人ノ便利ヲ妨害スルカ故
 ニ此余地ヲ存セサルヘカラス然レモ不在ノ為メニ所属裁判所
 ノ審判ヲ延引スルカ如キ結果ヲ生セシムルハ不可ナルカ故ニ
 予メ其所長ノ認許ヲ受ケシム又先方ノ裁判所ハ所属外ノモノ
 ナレハ当然職ヲ行フヘキ地ナラス故ニ亦其裁判所長ノ認諾ヲ

受ケシム尤モ此認諾ハ礼義上ヨリ請フモノナレハ非常ノ事故
 アルニ非サレハ所長ノ拒絶スルコトハアルヘカラス

地方裁判所ノ所属弁護士ハ多クハ初審ノ審判ニ与リ能ク訴訟
 ノ事實ヲ知ル者ナルニ之ヲ禁シテ控訴院ニ出入セシメサルト
 キハ亦大ニ依頼人ノ便ヲ欠クヘシ然レモ控訴院ノ所属弁護士
 ト同様ノ職務ヲ為サシムルトキハ第二条ノ趣旨ヲ無ニスル次
 第ナリ故ニ代言代書ノ両職ヲ設クル国ニ於テ代書人ノ執ルヘ
 キ事務ノミヲ扱ハシメ第二条ノ旨ト依頼人ノ便トヲ両全ナラ
 シム

大審院ニ於テハ事實既ニ定マリ争点偏ニ法律ノ上ニ在ルヲ以
 テ事實ノ審理ニ立会フタル者ノ在廷ヲ必要トセス故ニ下級裁
 判所ノ所属弁護士ノ行職ヲ許ルスノ便要ナシ

第十四条 弁護士ノ品位ハ成ルヘク高尚ニセサルヘカラス故ニ

之ヲシテ営利ノ業ヲ兼行セシム可カラズ弁護士ノ職ハ単ニ自
 利ノ為メニ行フモノニ非スシテ亦大ニ公共ノ利便ヲ達スル為
 メニ行フモノナルヲ以テ成ルヘク一身ヲ其職ニ専任セサルヘ
 カラス故ニ普通ノ官吏ト為リ其他繁劇ナル公私ノ職務ヲ帶フ
 ヘカラス帝國議會議員以下本条ニ列記スル職務ハ有酬ナリト
 ハ云ヘ榮譽ニ属スルモノニシテ亦通年日々鞅掌スルノ要ナキ
 ヲ以テ之ヲ例外トセリ夫ノ通常ノ県會議員ノ類ハ報酬ナキモ
 ノナレハ此等ノ名譽職ハ無論制限ノ外ニ置クノ趣意ナリ又府
 県會議員タル弁護士ニシテ選レテ市区改正委員ノ類ト為リ或
 ハ弁護士試験委員ト為リ其他一時ノ囑托ヲ受テ有酬ノ官務公
 務ヲ取扱フ者アルヘシ此種ノ職務ヲモ禁制スルハ嚴峻ニ失ス

ルカ故ニ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務ヲ取扱フ場合ヲ除キ
タリ

^(加筆・朱書)
第十五条 弁護士ハ依頼人ノ為メ訴訟事件ニ関スル機密ヲ守ル
ヘキ義務アルモノトス故ニ原告ノ弁護士タル者忽チ変シテ被
告ノ為メ^(抹消)〔同〕^(加筆)ノ訴訟事件ヲ取扱フカ如キハ弁護士タ
ル者之ヲ忌避セサルヘカラス其他弁護士カ嘗テ判事検事奉職
中取扱タル事件ニ在テモ亦忌避セサルヘカラス是本条ノ制裁
ヲ要スル所以ナリ

^(抹消)〔加筆・朱書〕
第十五条 現制ノ組合区域ハ狹隘ニ過キテ組合設定ノ趣
旨貫徹セサルカ故ニ其範圍ヲ拡張シタルナリ大審院ノ所屬弁
護士会ハ自然ノ^(抹消)〔陶〕^(加筆・朱書)汰ニ因リ老功秀拔ノ輩ヨリ組織セラ
ルヘケレハ区域ノ広狭ヲ論スルノ要アルヘカラス

^(抹消)〔加筆・朱書〕
第十七条 常議員ヲ選出スルノ方法ニアリ一ハ総会員ノ
選抜ニ任シ一ハ地域ヲ画シ毎区ノ会員ヲシテ選抜セシムル是
ナリ前者ハ最モ公平ナルノ觀アレト控訴院所在地例ヘハ東京
若クハ大坂^(マヤ)ノ弁護士ハ常ニ多数ニ依リ選挙ノ全權ヲ握ルコ
ト、ナリ他地方ノ弁護士ノ利害ハ措テ顧ミラレサルニ至ルノ
惧アリ之ニ反シテ後者ニ依ルトキハ東京大阪ノ如キ多数ノ弁
護士アル地方ハ割合ニ不相当ナル少数ノ常議員ヲ出スコト、
ナルカ故ニ此種ノ地方ハ不幸ナルノ憾ナキ能ハスト雖ト弁護
士会全域内ノ各地方ヨリ代表者ヲ出スカ故ニ脈絡貫通シテ偏
重ノ患ナク各地ノ事務取纏及会員取締上大ニ便益アルヘシ是
本条ハ後ノ方法ニ従フ所以ナリ只三人以上五十人ト定メタル
ニ因リ最少數ハ少ナキニ過キ最多數ハ多キニ過ルノ觀ナキニ

非ス此數ハ各始審裁判所管下ニ在ル代言人ノ現數ヲ斟酌シテ
定メタルモノニシテ他別ニ規準アルコトナシ詳言スレハ北海
道ノ根室ニハ僅カニ一人ノ代言人アルノミ之ニ次クモノハ九
州ノ宮崎ニシテ三人ノ代言人アリ故ニ三人ヲ以テ最少數トセ
リ最多數ハ二十人トスルモ可ナリ三十人トスルモ可ナルカ如
シト雖ト此數減少スルトキハ常議員ノ數過多トナリ事務ノ処
理上不便甚シカルヘシ故ニ之ヲ五十人トセリ

^(抹消)〔加筆・朱書〕
第十八条 常議員ハ弁護士会ノ委員ナルカ故ニ其選定ハ
總會ニ於テスルヲ当然ナリトス

^(抹消)〔加筆・朱書〕
第二十条 常議員中一人若クハ二人ノ欠員アル毎ニ總
会ヲ召集スルハ鄭重ニ過クルヲ以テ其補欠ヲ常議員ニ一任シ
臨時總會ノ開会ヲ同時ニ三人以上ノ欠員アル場合ト會長ノ欠
ケタル場合トニ限レリ

^(抹消)〔加筆・朱書〕
第二十一条 控訴院所在地ハ全区内最モ繁華ノ市ニシテ
集會ノ便ニ宜シ又諸書類帳簿モ此地ニ在ルヲ以テ總會及常議
員会トモニ此市内ニ開会スルヲ常例トセリ然レト會員多數ノ
意見ハ次會ノ開場ヲ他所ニ移スヲ便トスルトキハ其意見ニ任
スルモ差支アルヘカラス

^(抹消)〔加筆・朱書〕
第二十五条 總會ハ多數ノ集合ナレハ過半数ノ同意ヲ
得ルコト或ハ期シ難キ場合アランコトヲ顧慮セリ然レト常議
員会ハ少數ノ會員ヨリ組織セラル、モノニシテ其議決ヲ容易
ナラシムルトキハ輕率ノ虞ナキニ非ス殊ニ會員ノ懲戒ニ係ル
議決ハ最モ鄭重ヲ要スルナリ

^(抹消)〔加筆・朱書〕
第三十条 議事法及処務手續ハ各會ノ便宜ニ隨テ定ム

ル所ニ任カスルヲ可トス爰ニハ唯大綱ヲ示スノミ

第三十(抹消)七(加筆・朱書)八(朱書)条 登録ヲ願フ者アルトキハ先ツ其者ノ果シテ

弁護士タルニ適當ナリヤ否ヤヲ所属弁護士会ノ常議員会ニ諮問シ然ル後司法大臣ハ登録ノ允許ヲ与フルノ手續ニシテ弁護士会ヲ重ンスルノ趣旨ナリ(第四)

第三十(抹消)八(加筆・朱書)九(朱書)条 現制ニ依レハ代言人ニ不当ノ処置アリトモ

因テ迷惑ヲ蒙リタル者ハ通常ノ起訴手續ニ依リ裁判所ニ訴フルノ外他ニ救正ノ途ナキモノ、如シ代言人規則条文ノ解釈如何ハ暫ラク措キ世人ハ救正ノ途ナシト信スルモノ、如シ而シテ懲戒ニ触ルヘキ所為ノ暴露スルハ同業互ニ相発クヨリハ害ヲ受タル依頼人ノ告クルニ因ルモノ多カラサル可カラス又代言人規則第十七条ニ依レハ検事ハ単ニ告発ヲ俟テ処分ヲ為スヘキモノナリヤノ疑アリ是依頼人及検事ニ関スル規定ヲ設クル所以ナリ

第四十(抹消)三(加筆・朱書)四(朱書)条 弁護士ニ非スシテ訴訟鑑定若クハ代訴ヲ業

トスル輩ヲ禁制スルカ為メナリ而シテ此僭越ノ所業ニ因リ害ヲ受クルコト最モ切ナル者ハ弁護士ナルカ故ニ之ヲシテ監視ノ任ニ当ラシムルナリ

第四十(抹消)四(加筆・朱書)五(朱書)条 代言免許ハ滿一年ヲ期トス而シテ海内ノ代

言人ハ尽ク同時ニ免許ヲ得ルニ非ス随テ代言人ノ免許期ハ殆ント各人各様ナルモノナリ今一定ノ期日例ヘハ明治二十四年一月一日ヲ刻シテ登録ヲ出願セシムルコト、センカ免許期尚ホ二三月ヲ剩ス者モアラン或ハ其半ヲ余ス者モアラン甚シキハ昨今漸ク免許ヲ得タル者モアルナラン此輩ハ皆多少免許ノ

利益ヲ失フ次第ナル故ニ免許期限内ハ何時ニテモ登録ヲ出願スルノ余地ヲ存セリ然レモ第四十六条ノ規定ニ適合スル者ニ非サレハ本法施行期日後ハ弁護士ノ職務ヲ行フノ資格ナキカ故ニ職ヲ行ハント欲スル者ハ速カニ登録ノ手續ヲ為サ、ルヘカラス畢竟本条ハ出願ノ猶予ヲ与フルニ止マリ行職ノ特權ヲ繼續スルモノニ非サルナリ

弁護士法案

右

勅旨ヲ奉シ帝国議會ニ提出ス

明治廿三年十二月一日

総理大臣

司法大臣

回

弁護士法

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ帝国議會ノ議ニ付セラレンコトヲ請フ

明治二十三年十一月十二日

内閣総理大臣伯爵 山縣有朋 花押

明治二十三年九月二十日

内閣総理大臣 花押

法制局長官

印

外務大臣^(青木)花押 大蔵大臣^(松方) 海軍大臣^(樺山) 文部大臣^(芳山) 通信大臣^(後藤) 花押
内務大臣^(西郷) 陸軍大臣^(大山) 司法大臣^(山田) 農商務大臣^(陸奥) 花押 大木議長^(花押)

司法大臣請議弁護士規則制定ノ件ヲ審査スルニ明治十三年司法省甲第一号布達代言人規則ヲ改正シ先般発布ノ裁判所構成法及ヒ其他ノ諸法典ノ実施ニ応センカ為メニ必要ナルモノニシテ其大体ニ於テハ至当ノ方案ト相考ヘラレ候ニ付提案朱書ノ廉修正ノ上帝国議會ヘ提出セラレ可然歟左ニ修正ノ理由ヲ具シ茲ニ上申ス

第四条

第一修正ノ理由

司法大臣ノ定メタル弁護士試験規則ニヨリ試験ニ及第シタルモノト雖モ時トシテハ事情上五年以内ニ登録ヲ願出ツル能ハサル場合ナキニアラス而シテ一度ヒ試験ニ及第スル学力ヲ得タルモノナレハ五ヶ年ヲ経ルモ弁護士タルニ適セサルニ至ルマテ学力ノ退ク事モアルマシク却テ新及第生ヨリハ法律ノ経験ニ富ムヲ以テ通常トス又已ニ附則第四十四条ニヨリ明治九年頃ノ殆ント無試験同様ニテ免許ヲ得タル代言人ヲモ弁護士タルヲ許スヲ以テ見レハ五年ノ制限ヲ加フルハ酷ニ過クルカ如シ依テ五年ノ制限ヲ削ルヲ可トス

第四修正ノ理由

法意ヲ明確ナラシメンカ為ナリ

第六修正ノ理由

単二用語ヲ他ノ諸法文ト同一ニ帰セシメシノミナリ

第五条

第一項修正ノ理由

前段旧東京大学法学部卒業生ノ文字ヲ追加シタルハ同卒業生ハ帝国大学法律科卒業生ト学力ニ於テ大ナル差異アルコトナシ文官登用試験規則ニ於テモ已ニ同様ニ取扱ヒアレハ此法律ニ於テモ同一ノ資格ヲ与フルヲ以テ至当トス

後段五年以内ノ文字ヲ削除スルハ第四条第一号ノ修正ト其理由ヲ同フセリ且ツ大学卒業学士ニ於テハ通常ノ弁護士志願者ト異ナリ卒業後数年ヲ経テ弁護士タラントスルモノ亦多カルヘク而シテ其間多クハ法学ニ従事スルカ故ニ其学退カサルノミナラス却テ益々其精ニ入ルモノ多シ此レ近時特ニ多ク其例証ヲ見ル所ナリ故ニ此条ニ於テ特ニ此数字削除ノ必要ヲ見ル文官登用試験規則ニモ年数ヲ限ラサルハ此主意ナルヘキカ

第二項修正ノ理由

判事検事タルノ資格ヲ有スルモノナラハ司法省高等官タルニ限ルヲ要セスタトヘ司法省ノ文官タリトモ其法庭ノ経験ハ他省文官ト著シキ徑庭ナカルヘシ且ツ既ニ第一回ノ試験ヲ終リ三年ノ試補ヲ完クシ判事検事タルノ資格ヲ得タルモノナラハ本規定ハ殆ント無用ナルヘシ依テ司法省高等官ノ文字ハ之ヲ削ルヲ可トス

第十五条追加ノ理由

弁護士及ヒ判事検事ノ公平ヲ保チ徳義ヲ守ル為メニ必要

タルハ明白ニシテ別ニ規定スルヲ要セサルカ如シ然レハ此等ノ例ハ実地ニ於テ数々必要ヲ見ル所ナリ故ニ追加スルヲ穩当トス

第二十二條修正ノ理由

他ノ条ト文字ヲ一様ニ為シタルノミ

法律案

朕(抹消)弁護士法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

年月日

内閣総理大臣
司法大臣

別紙朱書修正ノ通

(表紙)

弁護士(注記6)規則(抹消) (加筆・朱書)
〔法〕

(抹消) 弁護士規則制定相成度儀ニ付請議

明治(抹消)〔九〕(加筆・朱書)〔十三〕年司法省甲第壹号布達代言人規則ノ義ハ予テ改正ヲ要スル見込ニ有之候処先般裁判所構成法其他ノ諸法典相統テ頒布セラレタルヨリ益々其要ヲ感シ候ニ付弁護士規則別冊ノ通制定相成度法律案相添此段請閣議候也

明治廿三年六月廿六日

司法大臣伯爵 山田顯義
内閣総理大臣伯爵 山縣有朋殿

(抹消)〔法律第 号〕

弁護士(抹消)規則(加筆・朱書)〔法〕

第一条 弁護士ハ依頼ニ応シ又ハ法律ニ定メタル場合ニ於テハ裁判所ノ命令ニ從ヒ左ノ職ヲ行フモノトス

第一 通常裁判所ニ於テ当事者ノ為メ陳述弁論ヲ為スコト

第二 訴狀準備書面其他訴訟上必要ナル書案ヲ作ルコト

第二条 弁護士ハ地方裁判所、控訴院若(抹消)〔ク〕ハ大審院ノ弁護士名簿ニ其氏名ヲ登録シタル後ニ非サレハ職ヲ行フコトヲ得ス

第三条 大審院ノ弁護士名簿ニ登録ヲ願フ者ハ司法大臣ニ宛タル願書ヲ檢事総長ニ控訴院(抹消)〔以下〕(加筆・朱書)〔及地方裁判所〕ノ名簿ニ登録ヲ願フ者ハ(抹消)〔其願書ヲ〕檢事長ニ差出ス可シ

第四条 登録願書ニハ左ノ事項ヲ証明スル書面ヲ添フ可シ其証明書ニハ弁護士二人以上ノ保証アルヲ要ス

第一 司法大臣ノ定メタル弁護士試験規則ニ依リ(抹消)〔出願前五

年以内ニ〕試験ニ及第シタルコト

第二 出願前一箇年半以上弁護士ノ事務所及裁判所ニ於テ引

続キ事務ヲ修習シタルコト

第三 年齢滿二十五年以上ナルコト

第四 身体(抹消)〔及〕精神(抹消)〔ノ状態〕弁護士ノ職ヲ行フニ堪ルコト

第五 重罪(抹消)〔国事犯ニシテ復権シタル者ヲ除ク〕又ハ定役ニ

服スヘキ輕罪ヲ犯シタルコトナク其他品行善良ナルコト

第六 〔身代限〕(抹消)〔処分〕ヲ受ケタルコトナク又ハ之ヲ受ケタル

モ負債ノ義務ヲ免レタルコト(加筆・朱書)〔破産若ク〕ハ家資分産ノ宣

告ヲ受ケタルコトナク又ハ之ヲ受ケタルモ負債ノ弁償ヲ終

了セタルコトナク又ハ之ヲ受ケタルモ負債ノ弁償ヲ終

了セタルコトナク又ハ之ヲ受ケタルモ負債ノ弁償ヲ終

了セタルコトナク又ハ之ヲ受ケタルモ負債ノ弁償ヲ終

了セタルコトナク又ハ之ヲ受ケタルモ負債ノ弁償ヲ終

へタルコト)

第七 控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上地方

裁判所ノ所属弁護士タリシコト大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フ

場合ニ於テハ五年以上控訴院ノ所属弁護士タリシコト

第五条 帝国大学法律科(加筆・朱書)及旧東京大学法学部(抹消)卒業生ハ(抹消)卒業

後五年以内ニ於テハ其卒業証書ヲ以テ前条第一ニ掲ケタル

事項ノ証明ニ代フルコトヲ得

裁判官檢察官若(抹消)ハ帝国大学法律科教授タリシ者又ハ判事

検事タルノ資格ヲ有スル(抹消)者ハ其(抹消)

(加筆・朱書)前条第四(抹消)第五(加筆・朱書)第六ニ掲ケタル事項ノミヲ

証明シテ地方裁判所ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

五年以上裁判官檢察官若(抹消)ハ帝国大学法律科教授タリシ者

ハ其(抹消)及前条第四(抹消)第五(加筆・朱書)第六ニ掲ケタル事項ノ

ミヲ証明シテ控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

地方裁判所長、控訴院若(抹消)ハ大審院ノ判事又ハ十年以上裁

判官檢察官若(抹消)ハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其(抹消)

(加筆・朱書)及前条第四(抹消)第五(加筆・朱書)第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明

シテ大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

第六条 弁護士ニシテ自己ノ願ニ因リ登録ヲ取消サレタル者ハ

再ヒ同一又ハ他ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

再登録ヲ願フ者以前ノ登録ヲ証スルトキハ第四条第一(抹消)

(加筆・朱書)第三ニ掲ケタル事項ヲ証明スルヲ要セス

第七条 登録二関(加筆・朱書)ル手続ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル

第八条 登録(願)ノ許可ヲ得タル者ハ登録前名簿ヲ主管スル裁

判所ニ左ノ(抹消)手数料(加筆・朱書)料ヲ納ム可シ

(抹消)第一大審院ニ於テハ

金五百円

(抹消)第二控訴院ニ於テハ

金三百円

(抹消)第三地方裁判所ニ於テハ

金百円

第九条 名簿ヲ主管スル裁判所ハ登録ノ事実ヲ官報ニ公告ス可

シ

第十条 登録セラレタル弁護士ハ其属スヘキ弁護士会ニ登録ノ

事実ヲ届出テ且左ノ保証金ヲ預ク可シ

(抹消)第一大審院所属弁護士ハ

金二百円

(抹消)第二控訴院所属弁護士ハ

金百五十円

(抹消)第三地方裁判所々々属弁護士ハ

金百円

第十一条 地方裁判所ノ名簿ニ登録セラレタル弁護士ハ其裁判

所及其管内ノ区裁判所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

控訴院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ其院及其管内ノ下級裁判

所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

大審院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ各裁判所ニ於テ職ヲ行フ

コトヲ得

第十二条 各弁護士ハ所属裁判所々々在ノ市町村内ニ住居ヲ定メ

又ハ事務所ヲ設ク可シ

各弁護士ハ其住居又ハ事務所ヲ所属裁判所及所属ノ弁護士会

ニ届出ツ可シ

第十三条 所属裁判所ノ管轄外ニ在ル裁判所ニ於テ職ヲ行ハン

トスルトキハ弁護士ハ其事由ヲ表示シテ所属裁判所ノ長及職

ヲ行フヘキ裁判所ノ長又ハ監督判事若(抹消)ハ一人ノ判事ノ認

許ヲ受ク可シ

地方裁判所ノ所属弁護士ニシテ控訴院ニ出廷スルノ認許ヲ得タル者ハ事実ノ陳述ヲ為スコトヲ得(抹消)ト雖モ弁論ヲ為シ及書案ヲ作ルコトヲ得ス

地方裁判所若(抹消)ハ控訴院ノ所属弁護士ハ如何ナル場合ニ於テモ大審院ニ於テ職ヲ行フコトヲ得ス

第十四条 弁護士ハ帝國議會議員府県会ノ常置委員官公私立学

校ノ長若(抹消)ハ教員又ハ金銭ノ利益ヲ目的トセサル会社若(抹消)ハ協会ノ長タル場合又ハ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務

ヲ取扱フ場合ヲ除ク外報酬アル公務ニ就キ又ハ職業ヲ行フコトヲ得ス

トヲ得ス

(加筆・朱書)第十五条 弁護士ハ左ニ掲クル訴訟事件ニ付其職ヲ行フコトヲ得ス

第一 相手方ノ訴訟代理人トナリテ取扱ヒタル事件

第二 判事検事奉職中取扱ヒタル事件

(抹消)第十五条 大審院ノ所属弁護士及各控訴院管内ノ弁護士

ハ各別ニ弁護士会ヲ設立ス可シ

大審院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ大審院弁護士会ヲ組織ス

控訴院及其管内地方裁判所ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ其控

訴院弁護士会ヲ組織ス

(抹消)第十(六)条 各弁護士会ハ会員名簿ヲ作り其写ヲ検事総長

若(抹消)ハ検事長ニ差出ス可シ

(抹消)第十(七)条 各弁護士会ハ毎年通常總會ニ於テ常議員ヲ選

定ス可シ

各控訴院若(抹消)ハ各地方裁判所ノ所属弁護士ハ三人以上五十

人毎ニ常議員一人ヲ出ス可シ

(抹消)第十(八)条 各控訴院及各地方裁判所ノ所属弁護士ハ其出ス可キ常議員一人ニ付キ二人ノ候補者ヲ(抹消)指名(加筆・朱書)シテ所

属弁護士会ノ通常總會ニ差出シ通常總會ハ候補者中ヨリ常議

員ヲ(抹消)選定(加筆・朱書)シ得ス

第(抹消)十九(二)条 各弁護士会ニ会長一人ヲ置ク

第二十(一)条 会長ハ其所属弁護士会及常議員ノ長ト為リ議事

ヲ整理ス可シ

第二十(二)条 会長ハ毎年通常總會ニ於テ常議員中ヨリ之

ヲ選定ス可シ

第二十(三)条 議長(抹消)長一時ノ事故アリテ其職務ヲ行フ

コト能ハサルトキハ他ノ常議員中弁護士トシテ就職ノ最旧

者之(抹消)ヲ代理ス可シ

第二十(四)条 会長及常議員ハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第二十(五)条 会長及常議員ハ前年度ニ於テ常議員タリシ

カ又ハ其他正当ナル事由アルニ非サレハ当選ヲ辞スルコトヲ

得ス

第二十(六)条 常議員ノ三分ノ一ハ毎年退任ス可キモノト

ス残り二分以外ノ端数ハ第一回退任者ノ数ニ加算ス

第一回ノ退任者タルヘキ者ハ常議員ノ総員中ヨリ第二回ニ退

任スヘキ者ハ残り二分中ヨリ各々抽籤ヲ以テ定メ爾後ハ先任

者ヨリ順次交代ス可シ

第二十(七)条 任期満テ退任スル会長及常議員ハ再選セラ

ル、コトヲ得

第二十〔七〕〔八〕条(抹消) 常議員ニ欠員アルトキハ常議員ハ第十〔八〕(加筆・朱書)

〔九〕条ノ規程ニ依リ新ニ(抹消)〔指名〕(加筆・朱書)〔選定〕セラレタル候補者中ヨ

リ補欠員ヲ(抹消)〔選定〕(加筆・朱書)〔指名〕ス

会長欠〔ケ〕タルトキ又ハ常議員ニ三人以上ノ欠員アルトキハ

臨時總會ニ於テ其補欠員ヲ選定ス可シ

第二十〔八〕〔九〕条(抹消) 常議員ハ選挙ノ結果ヲ検事総長若〔ク〕ハ所

属控訴院ノ検事長ニ届出ツ可シ

〔候補者〕選挙ノ効力ニ付キ異議アルトキハ検事総長又ハ検事

長ノ裁定ヲ請フコトヲ得

検事総長又ハ検事長選挙ヲ不当ト認ムルトキハ改選ヲ命スル

コトヲ得

前二項ノ裁定又ハ命令ニ対シテハ司法大臣ニ抗告ヲ為スコト

ヲ得

第二十九〔二十九〕〔三十〕条(抹消) 満期退任スル者ハ後任者当選ノ効力確定

スルマテ其任ニ留ル可シ

第三十〔二〕条(加筆・朱書) 各弁護士会ハ毎年一回通常總會ヲ開ク可シ

通常總會期外ニ於テ常議員ノ欠員補充ノ為〔メ〕〔二〕又ハ

〔其他〕總會ノ議決ヲ要スル緊急ノ事項生シタル〔トキハ〕(抹消)

〔加筆・朱書〕〔為ニ〕弁護士会ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

常議員会ハ事ノ須要ニ從ヒ開会ス〔ルモノトス〕(抹消)

第三十〔二〕〔三〕条(抹消) 通常總會ノ期日ハ總會若〔ク〕ハ其委任ニ因

リ常議員之ヲ定ム臨時總會ノ期日ハ常議員之ヲ定ム

ヲ例トス但出席會員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ控訴院管内ノ

一地方裁判所所在ノ市町村ニ開会スルコトヲ得

前項但書ニ依リ總會開会地ノ移転アル場合ヲ除ク外常議員ハ

所属控訴院所在ノ市町村ニ会合ス可シ

第三十〔三〕〔四〕条(抹消) 會議ヲ開カントスルトキハ会長ヨリ開会ノ

時日場所及〔ヒ〕議題ヲ各會員ニ通知ス可シ

第三十〔四〕〔五〕条(抹消) 会長ハ總會及常議員會開会ノ時日場所及議

題ヲ前以テ検事総長又ハ検事長ニ届出ツ可シ

検事総長、検事長又ハ其代理検事ハ何時ニテモ会場ニ臨席シ

又ハ會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十〔五〕〔六〕条(抹消) 總會ノ議事ハ比較多数ヲ以テ決ス

常議員會ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ会長

ノ決スル所ニ依ル

第三十〔六〕〔七〕条(抹消) 總會ハ弁護士会則、常議員処務規程、毎年

度ノ収支予算案及其他正当ニ提出セラレタル議案ヲ議決シ且

常議員ヨリ前一年度ノ収支決算報告、処務要領報告及會員ニ

関〔フ〕〔ス〕ル報告ヲ受ク〔ルモノトス〕(抹消)

會則ニハ議事及謝金ニ関スル規程其他本則ノ範圍内ニ於テ會

務ノ処理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ

議決シタル弁護士会則及常議員処務規程ハ検事総長又ハ検事

長ノ認可ヲ得テ実行ス可シ

第三十〔七〕〔八〕条(抹消) 常議員ハ左ノ任務アルモノトス

第一 所属弁護士會員ノ懲戒ニ付キ懲戒裁判所ニ訴追ヲ為ス

第二 委託ニ応シ所属弁護士会員ト依頼人トノ間又ハ所属弁

護士会員〔ノ〕間又ハ所属弁護士会員ト他ノ弁護士会ノ会員

トノ間ノ争議ヲ和解シ又ハ仲裁スルコト

第三 所属弁護士会ノ財産並会員ノ保証金ヲ管理シ及總會ノ

議決シタル金額ヲ会員ヨリ徴収シ其他会計ヲ整理スルコト

第四 弁護士名簿ニ登録セラレンコトヲ出願スル者ノ合格不

合格ニ付キ其他司法大臣検事総長又ハ検事長ノ諮問ニ対シ

意見ヲ述ヘ又ハ報告ヲ為スコト

第五 總會ノ議案ヲ〔整頓〕〔準備〕シ其他法律命令及所属弁護

士会ノ諸規程ニ従ヒ会務ヲ監察処理シ且〔其〕〔弁護士〕会及

弁護士全体ノ利益ヲ保護スルコト

第六 毎年通常總會ノ後ニ於テ前年度間ノ事務及会員ニ関ス

ル年報ヲ大審院若〔ク〕ハ所属控訴院ニ及検事総長若〔ク〕ハ

検事長ヲ經テ司法大臣ニ提出スルコト

第三十〔八〕〔九〕条 常議員ハ法律及弁護士会則ニ依リ所属弁護

士会員ニシテ弁護士ノ職務ニ不相当ナル行為アル者ヲ職權ヲ

以テ又ハ依頼人ノ請求ニ因リ懲戒裁判所ニ訴追ス可シ

〔又〕〔又〕検事ハ職權ヲ以テ前項ノ訴追ヲ為スコトヲ得

第三十九〔四十〕条 控訴院弁護士会ノ会員ニ対スル懲戒訴追

ハ其控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ニ又大審院弁護士会ノ会員ニ

対スル懲戒訴追ハ大審院ニ於ケル懲戒裁判所ニ之ヲ為スコシ

懲戒裁判ニ付テハ判事懲戒法ノ規則ヲ準用ス

第四十〔二〕条 懲戒罰ハ左ノ四種トス

第一 譴責

第二 五十円以下ノ過料

第三 一年以下ノ停職

第四 除名

第四十〔二〕〔三〕条 懲戒訴追ヲ為スヘキヤ否及名簿登録出願人

ノ合格ナルヤ否ヲ評決スルニハ常議員過半数ノ出席アルヲ要

ス

第四十〔二〕〔三〕条 總會及常議員ノ行為ニシテ法律命令及

〔弁護士〕会ノ定規ニ違フモノアルトキハ司法大臣ハ之ヲ無効

トシ又ハ禁止スルコトヲ得

第四十〔三〕〔四〕条 弁護士ニ非サル者ハ弁護士ノ職ヲ行フヲ以

テ業ト為スコトヲ得ス

本条ヲ犯ス者ニハ弁護士会ノ告訴ヲ俟テ三十円以上三百円以

下ノ罰金ヲ科ス

附則

第四十〔四〕〔五〕条 現在ノ代言人ハ其免許期限内ニ於テ第八

ニ規定シタル〔手数〕〔免許〕料ヲ納ムルトキハ別段ノ証明ヲ要

セスシテ各〔々〕選ム所ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

第四十五条 第四条第七ニ記載シタル年数ヲ計算スルニハ本則

施行前代言人タリシ年数ヲ通算ス

第四十六条 訴訟事件ニ付キ〔本則〕〔此ノ法律〕施行〔ノ〕前裁判

所ニ代言届ヲ差出シタル者ハ其事件ニ限り第十一條及第十三

條ノ規定ニ拘〔ハ〕ラス判決アルマテ其裁判所ニ於テ弁護士ノ

職ヲ行フコトヲ得

第四十七条 第一回ノ弁護士会ハ検事総長若〔ク〕ハ検事長ノ召

集ニ依テ開会ス

第四十八条 〔採消〕 〔加筆・朱書〕 〔本則〕 〔此ノ法律〕 八明治二十四年一月一日ヨリ施行ス

弁護士法案撤回ノ儀ニ付請議

貴族院ニ提出相成居候弁護士法案ハ同院第二読会ノ初ニ於テ該法案ノ骨子ト云フ可キ第十一条ヲ削除シ又現在ノ代言人中玉石混淆ヲ防カントスル第八条ノ免許料ヲ廢セリ之ニ加フルニ第二条第三条及第四条ノ第七ノ如キハ第十一条ト共ニ削除スヘキノ理ナルニ反テ此等ノ条項ヲ存スルコトニ決セリ然ル上ハ該院ヲシテ如此ノ法案ヲ引続キ議セシムルハ不都合ノ結果ヲ生スルニ至ルヘシト思考ス付テハ該案ハ至急撤回相成可然ト信ス
右閣議ヲ請ヒ候也

明治二十四年一月〔採消〕 〔加筆・朱書〕 〔九〕 〔八〕 日

司法大臣伯爵 大木喬任 印

内閣総理大臣伯爵 山縣有朋殿

弁護士法案

右撤回之御通知ニ因リ及御返付候也

明治二十四年一月九日

貴族院議長伯爵 伊藤博文 印

内閣総理大臣伯爵 山縣有朋殿

司法大臣伯爵 大木喬任殿

〔表紙〕

弁護士法案 説明書ヲ添フ

弁護士法

第一条 弁護士ハ依頼ニ応シ又ハ法律ニ定メタル場合ニ於テハ

裁判所ノ命令ニ従ヒ左ノ職ヲ行フモノトス

第一 通常裁判所ニ於テ当事者ノ為メ陳述弁論ヲ為スコト

第二 訴状準備書面其他訴訟上必要ナル書案ヲ作ルコト

第二条 弁護士ハ地方裁判所、控訴院若ハ大審院ノ弁護士名簿

ニ其氏名ヲ登録シタル後ニ非サレハ職ヲ行フコトヲ得ス

第三条 大審院ノ弁護士名簿ニ登録ヲ願フ者ハ司法大臣ニ宛テ

ル願書ヲ検事総長ニ控訴院及地方裁判所ノ名簿ニ登録ヲ願フ

者ハ検事長ニ差出ス可シ

第四条 登録願書ニハ左ノ事項ヲ証明スル書面ヲ添フ可シ其証

明書ニハ弁護士二人以上ノ保証アルヲ要ス

第一 司法大臣ノ定メタル弁護士試験規則ニ依リ試験ニ及第

シタルコト

第二 出願前一箇年半以上弁護士ノ事務所及裁判所ニ於テ引

続キ事務ヲ修習シタルコト

第三 年齢満二十五年以上ナルコト

第四 身体精神弁護士ノ職ヲ行フニ堪ルコト

第五 重罪（国事犯ニシテ復権シタル者ヲ除ク）又ハ定役ニ

服スヘキ軽罪ヲ犯シタルコトナク其他品行善良ナルコト

第六 破産若ハ家資分産ノ宣告ヲ受ケタルコトナク又ハ之ヲ

受ケタルモ負債ノ弁償ヲ終ヘタルコト

第七 控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上地方

裁判所ノ所属弁護士タリシコト大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フ

場合ニ於テハ五年以上控訴院ノ所属弁護士タリシコト

第五條 帝国大学法律科及旧東京大学法学部卒業生ハ其卒業証

書ヲ以テ前条第一ニ掲ケタル事項ノ証明ニ代フルコトヲ得

裁判官檢察官若ハ帝国大学法律科教授タリシ者又ハ判事検事

タルノ資格ヲ有スル者ハ其由及前条第四第五第六ニ掲ケタル

事項ノミヲ証明シテ地方裁判所ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

五年以上裁判官檢察官若ハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其

由及前条第四第五第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ控訴院

ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

地方裁判所長、控訴院若ハ大審院ノ判事又ハ十年以上裁判官

檢察官若ハ帝国大学法律科教授タリシ者ハ其由及前条第四第

五第六ニ掲ケタル事項ノミヲ証明シテ大審院ノ名簿ニ登録ヲ

願フコトヲ得

第六條 弁護士ニシテ自己ノ願ニ因リ登録ヲ取消サレタル者ハ

再ヒ同一又ハ他ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

再登録ヲ願フ者以前ノ登録ヲ証スルトキハ第四条第一第二第

三ニ掲ケタル事項ヲ証明スルヲ要セス

第七條 登録ニ関スル手續ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル

第八條 登録願ノ許可ヲ得タル者ハ登録前名簿ヲ主管スル裁判

所ニ左ノ免許料ヲ納ム可シ

大審院ニ於テハ

金五百円

控訴院ニ於テハ

金三百円

地方裁判所ニ於テハ

金百円

第九條 名簿ヲ主管スル裁判所ハ登録ノ事実ヲ官報ニ公告ス可

シ

第十條 登録セラレタル弁護士ハ其属スヘキ弁護士会ニ登録ノ

事実ヲ届出テ且左ノ保証金ヲ預ク可シ

大審院所属弁護士ハ

金二百円

控訴院所属弁護士ハ

金百五十円

地方裁判所所属弁護士ハ

金百円

第十一條 地方裁判所ノ名簿ニ登録セラレタル弁護士ハ其裁判

所及其管内ノ区裁判所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

控訴院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ其院及其管内ノ下級裁判

所ニ於テ職ヲ行フコトヲ得

大審院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ各裁判所ニ於テ職ヲ行フ

コトヲ得

第十二條 各弁護士ハ所属裁判所所在ノ市町村内ニ住居ヲ定メ

又ハ事務所ヲ設ク可シ

各弁護士ハ其住居又ハ事務所ヲ所属裁判所及所属ノ弁護士会

ニ届出ツ可シ

第十三條 所属裁判所ノ管轄外ニ在ル裁判所ニ於テ職ヲ行ハン

トスルトキハ弁護士ハ其事由ヲ表示シテ所属裁判所ノ長及職

ヲ行フヘキ裁判所ノ長又ハ監督判事若ハ一人ノ判事ノ認許ヲ

受ク可シ

地方裁判所ノ所属弁護士ニシテ控訴院ニ出廷スルノ認許ヲ得タル者ハ事実ノ陳述ヲ為スコトヲ得ト雖モ弁論ヲ為シ及書案ヲ作ルコトヲ得ス

地方裁判所若ハ控訴院ノ所属弁護士ハ如何ナル場合ニ於テモ大審院ニ於テ職ヲ行フコトヲ得ス

第十四条 弁護士ハ帝国議會議員府県会ノ常置委員官公私立学校ノ長若ハ教員又ハ金銭ノ利益ヲ目的トセサル会社若ハ協會ノ長タル場合又ハ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務ヲ取扱フ場合ヲ除ク外報酬アル公務ニ就キ又ハ職業ヲ行フコトヲ得ス

第十五条 弁護士ハ左ニ掲クル訴訟事件ニ付其職ヲ行フコトヲ得ス

第一 相手方ノ訴訟代理人トナリテ取扱ヒタル事件

第二 刑事検事奉職中取扱ヒタル事件

第十六条 大審院ノ所属弁護士及各控訴院管内ノ弁護士ハ各別ニ弁護士会ヲ設立ス可シ

大審院ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ大審院弁護士会ヲ組織ス
控訴院及其管内地方裁判所ノ名簿ニ登録セラレタル者ハ其控訴院弁護士会ヲ組織ス

第十七条 各弁護士会ハ會員名簿ヲ作り其写ヲ検事総長若ハ検事長ニ差出ス可シ

第十八条 各弁護士会ハ毎年通常總會ニ於テ常議員ヲ選定ス可シ

各控訴院若ハ各地方裁判所ノ所属弁護士ハ三人以上五十人毎ニ常議員一人ヲ出ス可シ

第十九条 各控訴院及各地方裁判所ノ所属弁護士ハ其出ス可キ

常議員一人ニ付キ二人ノ候補者ヲ選定シテ所属弁護士会ノ通常總會ニ差出シ通常總會ハ候補者中ヨリ常議員ヲ指名ス可シ

第二十条 各弁護士会ニ会長一人ヲ置ク

第二十一条 会長ハ其所屬弁護士会及常議員会ノ長ト為リ議事ヲ整理ス可シ

第二十二条 会長ハ毎年通常總會ニ於テ常議員中ヨリ之ヲ選定ス可シ

第二十三条 会長一時ノ事故アリテ其職務ヲ行フコト能ハサルトキハ他ノ常議員中弁護士トシテ就職ノ最旧キ者之ヲ代理ス可シ

第二十四条 会長及常議員ハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五条 会長及常議員ハ前年度ニ於テ常議員タリシカ又ハ

其他正当ナル事由アルニ非サレハ当选ヲ辞スルコトヲ得ス

第二十六条 常議員ノ三分ノ一ハ毎年退任ス可キモノトス残り

二分以外ノ端數ハ第一回退任者ノ數ニ加算ス

第一回ノ退任者タルヘキ者ハ常議員ノ総員中ヨリ第二回ニ退任スヘキ者ハ残り二分中ヨリ各々抽籤ヲ以テ定メ爾後ハ先任者ヨリ順次交代ス可シ

第二十七条 任期満テ退任スル会長及常議員ハ再選セラル、コトヲ得

第二十八条 常議員ニ欠員アルトキハ常議員ハ第十九条ノ規程ニ依リ新ニ選定セラレタル候補者中ヨリ補欠員ヲ指名ス

会長欠ケタルトキ又ハ常議員ニ三人以上ノ欠員アルトキハ臨

時總會ニ於テ其補欠員ヲ選定ス可シ

第二十九条 常議員ハ選挙ノ結果ヲ検事総長若ハ所属控訴院ノ
検事長ニ届出ツ可シ

選挙ノ効力ニ付キ異議アルトキハ検事総長又ハ検事長ノ裁定
ヲ請フコトヲ得

検事総長又ハ検事長選挙ヲ不当ト認ムルトキハ改選ヲ命スル
コトヲ得

前二項ノ裁定又ハ命令ニ対シテハ司法大臣ニ抗告ヲ為スコト
ヲ得

第三十条 満期退任スル者ハ後任者当選ノ効力確定スルマテ其
任ニ留ル可シ

第三十一条 各弁護士会ハ毎年一回通常總會ヲ開ク可シ

通常總會期外ニ於テ常議員ノ欠員補充ノ為ニ又ハ總會ノ議決
ヲ要スル緊急ノ事項生シタル為ニ弁護士会ハ臨時總會ヲ開ク
コトヲ得

常議員会ハ事ノ須要ニ從ヒ開会ス

第三十二条 通常總會ノ期日ハ總會若ハ其委任ニ因リ常議員之
ヲ定ム臨時總會ノ期日ハ常議員之ヲ定ム

第三十三条 總會ハ所属控訴院所在ノ市町村ニ開会スルヲ例ト
ス但出席會員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ控訴院管内ノ一地方

裁判所所在ノ市町村ニ開会スルコトヲ得

前項但書ニ依リ總會開会地ノ移転アル場合ヲ除ク外常議員ハ
所属控訴院所在ノ市町村ニ会合ス可シ

第三十四条 會議ヲ開カントスルトキハ會長ヨリ開会ノ時日場

所及議題ヲ各會員ニ通知ス可シ

第三十五条 會長ハ總會及常議員会開会ノ時日場所及議題ヲ前
以テ検事総長又ハ検事長ニ届出ツ可シ

検事総長、検事長又ハ其代理検事ハ何時ニテモ会場ニ臨席シ
又ハ會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十六条 總會ノ議事ハ比較多数ヲ以テ決ス
常議員会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ會長
ノ決スル所ニ依ル

第三十七条 總會ハ弁護士会則、常議員処務規程、毎年度ノ収
支予算案及其他正当ニ提出セラレタル議案ヲ議決シ且常議員

ヨリ前一年度ノ収支決算報告、処務要領報告及會員ニ関スル
報告ヲ受ク

会則ニハ議事及謝金ニ関スル規程其他本則ノ範圍内ニ於テ会
務ノ処理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ

議決シタル弁護士会則及常議員処務規程ハ検事総長又ハ検事
長ノ認可ヲ得テ実行ス可シ

第三十八条 常議員ハ左ノ任務アルモノトス

第一 所属弁護士會員ノ懲戒ニ付キ懲戒裁判所ニ訴追ヲ為ス
コト

第二 委託ニ応シ所属弁護士會員ト依頼人トノ間又ハ所属弁
護士會員ノ間又ハ所属弁護士會員ト他ノ弁護士会ノ會員ト
ノ間ノ争議ヲ和解シ又ハ仲裁スルコト

第三 所属弁護士会ノ財産並會員ノ保証金ヲ管理シ及總會ノ
議決シタル金額ヲ會員ヨリ徴収シ其他會計ヲ整理スルコト

第四 弁護士名簿ニ登録セラレシコトヲ出願スル者ノ合格不
合格ニ付キ其他司法大臣検事総長又ハ検事長ノ諮問ニ対シ
意見ヲ述ヘ又ハ報告ヲ為スコト

第五 総会ノ議案ヲ準備シ其他法律命令及所屬弁護士会ノ諸
規程ニ從ヒ会務ヲ監察処理シ且弁護士会及弁護士全体ノ利
益ヲ保護スルコト

第六 毎年通常総会ノ後ニ於テ前年度間ノ事務及会員ニ関ス
ル年報ヲ大審院若ハ所屬控訴院ニ及検事総長若ハ検事長ヲ
經テ司法大臣ニ提出スルコト

第三十九条 常議員ハ法律及弁護士会則ニ依リ所屬弁護士会員
ニシテ弁護士ノ職務ニ不相当ナル行為アル者ヲ職權ヲ以テ又
ハ依頼人ノ請求ニ因リ懲戒裁判所ニ訴追ス可シ

検事ハ職權ヲ以テ前項ノ訴追ヲ為スコトヲ得

第四十条 控訴院弁護士会ノ会員ニ対スル懲戒訴追ハ其控訴院
ニ於ケル懲戒裁判所ニ又大審院弁護士会ノ会員ニ対スル懲戒
訴追ハ大審院ニ於ケル懲戒裁判所ニ之ヲ為ス可シ

懲戒裁判ニ付テハ判事懲戒法ノ規則ヲ準用ス

第四十一条 懲戒罰ハ左ノ四種トス

第一 謹責

第二 五十円以下ノ過料

第三 一年以下ノ停職

第四 除名

第四十二条 懲戒訴追ヲ為スヘキヤ否及名簿登録出願人ノ合格
ナルヤ否ヲ評決スルニハ常議員過半数ノ出席アルヲ要ス

第四十三条 総会及常議員ノ行為ニシテ法律命令及弁護士会ノ
定規ニ違フモノアルトキハ司法大臣ハ之ヲ無効トシ又ハ禁止
スルコトヲ得

第四十四条 弁護士ニ非サル者ハ弁護士ノ職ヲ行フヲ以テ業ト
為スコトヲ得ス

本条ヲ犯ス者ニハ弁護士会ノ告訴ヲ俟テ三十円以上三百円以
下ノ罰金ヲ科ス

附則

第四十五条 現在ノ代言人ハ其免許期限内ニ於テ第八条ニ規定
シタル免許料ヲ納ムルトキハ別段ノ証明ヲ要セスシテ各々選
ム所ノ名簿ニ登録ヲ願フコトヲ得

第四十六条 訴訟事件ニ付キ此ノ法律施行ノ前裁判所ニ代言届
ヲ差出シタル者ハ其事件ニ限り第十一条及第十三条ノ規定ニ
拘ラス判決アルマテ其裁判所ニ於テ弁護士ノ職ヲ行フコトヲ
得

第四十七条 第一回ノ弁護士会ハ検事総長若ハ検事長ノ召集ニ
依テ開会ス

第四十八条 此ノ法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行ス

(表紙)

弁護士法説明

弁護士法説明

裁判所構成法ニ依レハ判事タラントスル者ハ試験ニ及第シタル後三箇年ノ間実務ヲ修習セサルヘカラス（裁判所構成法第五十八條）又判事ニ任セラレテヨリ五年以上経過セサレハ控訴院判事ニ補セラル、ノ資格アルヘカラス（裁判所構成法第六十九條）然ルニ現行代人規則ニ依レハ試験ニ及第シタル者ハ直チニ代言免許ヲ受クルコトヲ得ル（代人規則第二條）カ故ニ試補ヨリ入ル者ト代言人ヨリ入ル者トノ間ニ謂レナキ不權衡ヲ生スルニ至レリ

現制ニ依レハ代言免許ノ効力ヲ滿一年ニ限り偶マ期滿チテ引續願ヲ為サス免許料ヲ納メサル者ハ新規出願ノ手續ニ循ヒ再ヒ試験ニ及第セサレハ代言人ノ業ヲ執ルコトヲ得ス（代人規則第七條乃至第九條）代言人タルノ能力ヲ一箇年ニ限り昨年其職業ニ堪能ナリト認メラレタル者ヲシテ今歳ハ忽チ不適合ノ人タラシムルノ不当ナルハ今更弁哲ヲ要セサルヘシ代言人タル者ノ能力果シテ此ノ如ク脆弱ナラハ引續願書ノ提出ヤ免許料ノ上納ニ因テ忽チ硬強トナル筈ナキコト亦甚タ分明ナリ

代言人組合ハ従来各地方裁判所本庁ノミナラス支庁ノ所轄毎ニモ必ラス一ヲ設クルノ制ナリ（代人規則第十四條）然ルニ東京大阪ヲ除クノ外各地方裁判所ノ下ニ在ル代言人ハ其數尠少ニシテ合壁業ヲ營ミ日夕相見ルノ景状ナルカ故ニ互ニ他ノ非ヲ鳴ラシ曲ヲ訴フルコトヲ難ンスルハ亦人情ノ免レサル所ナリ故ニ各組合ハ風儀ヲ矯正シ名譽ヲ保存スルノ目的ヲ以テ組合規約ヲ設クルト雖モ同業者ノ告発ニ因リ懲戒ノ処分ヲ受ケタル代言人アルコトハ今日ニ至ル迄未タ曾テ聞サル所ナリ是主トシテ組合

ノ区域狹隘ニ過クルノ結果ナリト云フヘシ此等ノ事項ニ関スル現行法ノ規定ハ必ラス改正セサルヘカラス而シテ代人規則中ヨリ此改正スヘキ部分ヲ除キ去ルトキハ剩ス所ハ資テ以テ立案ノ料トスルニ足ラス是改正代言人規則案ヲ提出スルノ代リニ新ナル弁護士法案ヲ草シタル所以ニシテ止ムヲ得サルニ出ルナリ

第一条

刑事訴訟法及ヒ民事訴訟法ニ依リ弁護士ハ重罪犯人若クハ無資力者ノ弁護ヲ命セラル、コトアリ法律ニ定メタル場合トハ右等ノ場合ヲ謂フ

裁判所構成法第一条ニ区裁判所地方裁判所控訴院大審院ヲ通常裁判所ト称スル旨ヲ記セリ茲ニ所謂ル通常裁判所ハ亦其意ニ外ナラス夫ノ軍法會議行政裁判所ノ如キ特別裁判所ニ於ケル弁護士ノ職務權限ハ各特別法ノ規定スル所ニ任スルヲ可トス

第二条

地方裁判所以上ノ裁判所ニハ弁護士名簿ナル帳簿ヲ備置キ各所管内ノ弁護士ヲシテ必ラス之ニ其姓名ヲ記入セシメ以テ弁護士タルノ証トシ從來ノ如ク別ニ免許状ヲ与ヘサルノ方ナリ若シ姓名ヲ名簿ニ登録セスシテ弁護士ノ職ヲ行フ者アラハ第四十四条ノ制裁ヲ受クヘシ

第三条

検事総長検事長ハ直接ニ又ハ部下ノ検事ヲ經テ間接ニ所管内ノ弁護士ヲ監査スルヲ以テ職トス故ニ登録願書モ監査官ノ手ヲ經由シテ提出セシムルヲ可トス

第四条

郡区市町村長等ヲシテ此類ノ事項ヲ証明セシムルノ例許多ナリト雖モ効用ノ薄キハ皆人ノ知ル所ナリ却テ出願人ノ事務修習ヲ監督補助シタル者其他相識ノ深キ同業先輩ヲシテ保証セシムルニ若カス

弁護士ノ試験ハ判事検事ノ試験ト同様ナラシムル見込ナリ修習年期ヲ一箇年半以上トシタルハ試験ノ修習期間タル三年ニ比シテ短キニ似タリト雖モ創設ノ制限ナルヲ以テ先ツ輕短ナルヲ良シトス且目下ノ状態ハ之ヨリ長キ年期ノ制定ヲ許サ、ルヘシ

第四第五ハ身心衰耗汚為濫行ノ輩ヲ防クカ為メニシテ体格ヲ検査シ徳望最モ厚キ者ヲ採ルノ意ニ在ラス

第五条

判事検事タルノ資格ヲ有スル者トハ本年法律第二十三号裁判所構成法施行条例第二十条ニ記載シアル者ヲ云フ

地方裁判所長控訴院大審院ノ判事ハ孰レモ拔擢ニ因テ補職セラ、輩ナレハ別ニ二年數ノ制限ヲ置クノ必要アルヘカラス

第六条

第十四条ノ允許スル以外ノ職業ニ就ンカ為メ其他一身上ノ都合ニ因リ自カラ弁護士ノ職ヲ退クハ固ヨリ勝手タルヘシ然レモ一旦堪能アリテ弁護士タリシ者ハ随意ノ退職ニ因リ忽チ其堪能ヲ失フコトアルヘカラス故ニ再登録ヲ願フコトヲ得セシメ復学力実務ノ試験ヲ要セス然レモ此規定ハ自己ノ願ニ依リ退職シタル者ノミニ適用シ懲戒ニ依リ除名セラレタル輩ニハ適用セサルナ

リ除名ニ処セラル、程ノ失態アル者ハ再登録ノ優待ヲ受クルノ価値アルヘカラス

第八条

現制ニ依レハ代言人ハ免許料トシテ年々金十円ヲ官ニ納ム若シ免許料ヲ納メサレハ其職ヲ行フコトヲ許サス前ニ其不当ヲ陳述セリ然レモ弁護士ハ一種ノ特權ヲ有スル者ニシテ其所得亦寡カラス此所得ノ幾分ヲ割テ其特權ニ酬フルハ固ヨリ不可ナルナシ外国ノ例ヲ按スルニ代言ヲ一種ノ榮譽職トシテ特ニ之ヲ尊重スルハ各国概子其軌ヲ一ニスト雖モ代書ノ業ハ敢テ普通ノ職業ト殊別スルコトナシ而シテ弁護士ハ代言代書ノ兩職ヲ兼行スル者ナレハ一概ニ外国代言人ノ例ヲ以テ弁護士ヲ論シ難キモノアリ又代言人等ノ現ニ苦訴スル所モ納金ノ有無ニ因リテ其權利ノ明滅ヲ来タスニ在ルカ故ニ此点ヲ改正スレハ苦情亦随テ消失スヘシ是以テ今現制ヲ改メ一時ニ若干ノ金円ヲ納メシメ以テ古制ニ所謂冥加金ト一般ノ納金ヲ為サシム

而シテ此免許料ト現制ノ免許料トノ間金額ノ差稍大ナリ現制ノ免許料ハ無資ノ者ヲシテ濫リニ代言ノ職ニ就カシテサラントスルノ意ニ出ルヤ蓋シ疑フヘカラス恒産ナキ者容易ニ代言事務ニ当ルトキハ其職ニ対スル名譽徳義厚カラシテ其職ニ欠クヘカラサル信用亦随テ固カラシ公益ニ於テ危害鮮カラサルカ故ニ此種ノ制限ヲ設クルハ事ノ宜キヲ得タルモノナリ唯免許料ハ毎歳十円ノ少額ナルヲ以テ制限ノ目的ヲ達スルノ効ナキニ是新旧免許料ノ間ニ金額ノ差アル所以ナリ

又免許料ニ於テ大審院控訴院地方裁判所ニ從ヒ其金額ヲ異ニス

ル所以ハ弁護士ノ職ヲ行フ範圍ノ広狭アレハナリ

第十条

大審院及控訴院管内ノ弁護士ヲシテ各会団ヲ作り互ニ風儀ヲ勵修シ専ハラ非行ノ懲戒ヲカメシム（第十六条及第三十九条）然レ此制モ制裁必至ノ保証ナケレハ効用半ハ空シカラン故ニ予メ身元保証金ヲ^{（抹消）}_{（加筆）}〔懲〕〔徵〕收シ事アルノ日ハ之ヲ没収スルコトヲ得ルノ途ヲ開キ置クハ頗フル肝要ナリ従来自カラ勵ミ他ヲ懲スノ実挙ヲサリシハ亦現制ニ此用意欠クルニ因ルモノアルヘシ

第十一条

代言人ノ現状ハ所謂ル玉石混合ニシテ優者モ相当ノ品位信用ヲ得難ク劣者モ僥倖ノ利益ヲ射易ク当業者之ヲ不幸トシ世人之ヲ不利トシ皆齊シク代言人ノ^{（抹消）}_{（加筆）}〔陶〕〔洵〕汰スヘキヲ説ケリ最モ望マシキ事柄ナリト雖氏説者ノ主張スル再試験執行ハ穩当ナル手段ニ非ス今日ノ代言人ヲ適職者ト認ムレハコソ之ニ免許状ヲ授与シ置クナレ此適職者ヲシテ強テ適職ノ試蹟ヲ拳示セシメントスルハ自家撞著ノ推理ナルノミナラス亦大ニ營業ノ安康ヲ害スルノ論ナリ仮リニ再試験ノ執行ヲ今日ニ可ナリトセンカ来年ニ不可ナルノ理モナク況ンヤ五六年ノ後ニ於テオヤ再試験又再試験到底止ム期アルヘカラスシテ實際無益ノ挙ナリト云フヘシ抑モ玉石混合ノ弊ヲ矯ムルハ唯リ劣者ヲ黜クルノ一方ニ止マラス優者ヲ陟スモ亦一方ニシテ其結果ハ彼此相均シカルヘシ是本条ニ於テ代行人職ノ範圍ヲ三種ニ区分シタル所以ナリ其範圍特權ノ広狭ニ比例シテ免許料保証金ノ納額ノ多寡ヲ定メタルハ名声揚リ業務繁ク随テ所得多キ者ハ自カラ高等ノ地位ヲ占メ信用厚

カラス受托事件多カラス随テ報酬裕カナラサル者ハ自ツカラ範圍特權ノ狭キモノヲ選択スヘシ是自然ノ^{（抹消）}_{（加筆）}〔陶〕〔洵〕汰法ニシテ能者ハ飽マテ品位ヲ進メ信用ヲ厚フスルコトヲ得優劣茲ニ始メテ判然タルヘキナリ

或ハ代行人カ職ヲ行フノ範圍ニ制限ヲ創設スルハ不可ナリト云ハンカ表面尤モナルニ似タリト雖氏大審院控訴院所在地ノ代行人ヲ除カハ甲始審裁判所ノ代行人ニシテ往テ乙始審裁判所ニ職ヲ行フ者ハ実ニ稀有ナルカ故ニ本条第一項ノ規定ハ恰モ今日ノ実況ヲ写シタルモノト云フモ可ナリ尤モ控訴院大審院所在地ノ輩ニハ此等ノ高等法廷及管外ノ諸裁判所ニ出入スル者多シト雖氏此輩ハ第二項若クハ第三項ノ規定ヲ利用シ得ヘキカ故ニ此制限ハ何人ノ実益ヲモ害セサルナリ況ンヤ止ヲ得サル事由アルトキハ第十三条ノ規定ヲ利用シ得ルニ於テオヤ

第十二条

民事訴訟法其他ノ法律ニ於テ裁、判、所、々、在、地、トハ其地ニ在ル区裁判所ノ管轄内ヲ謂フコト、定メタリ本法ニハ此意義ヲ避ケンカ為メ殊更ニ所在、ノ、市、町、村、ト記シタルナリ住居若クハ事務所ヲ設ケシムルハ裁判所ノ喚出依頼人ノ囑托ノ便ヲ慮リタルナリ唯年来現今ノ始審裁判所支庁所在地ニ住居シテ業ヲ営ム者ノ類アリテ一概ニ住居ヲ定メシムルコト難シ故ニ事務所ヲ設クルノ活路ヲ開キタリ

第十三条

各弁護士ハ所属裁判所ニ於テ其職ヲ行フヲ常規トスレト事件若クハ依頼人ノ關係上甲裁判所々属弁護士ニシテ乙裁判所ニ於テ

其職ヲ行フノ要起ルコトアリ此場合ニ於テ強テ常規ヲ適用スルハ大ニ弁護士及依頼人ノ便利ヲ妨害スルカ故ニ此余地ヲ存セサルヘカラス然レト不在ノ為メニ所屬裁判所ノ審判ヲ延引スルカ如キ結果ヲ生セシムルハ不可ナルカ故ニ予メ其所長ノ認許ヲ受ケシム又先方ノ裁判所ハ所屬外ノモノナレハ当然職ヲ行フヘキ地ナラス故ニ亦其裁判所長ノ認諾ヲ受ケシム尤モ此認諾ハ礼義上ヨリ請フモノナレハ非常ノ事故アルニ非サレハ所長ノ拒絶スルコトアルヘカラス

地方裁判所ノ所屬弁護士ハ多クハ初審ノ審判ニ与リ能ク訴訟ノ事實ヲ知ル者ナルニ之ヲ禁シテ控訴院ニ出入セシメサルトキハ亦大ニ依頼人ノ便ヲ欠クヘシ然レト控訴院ノ所屬弁護士ト同様ノ執務ヲ為サシムルトキハ第二条ノ趣旨ヲ無ニスル次第ナリ故ニ代言代書ノ両職ヲ設クル国ニ於テ代書人ノ執ルヘキ事務ノミヲ扱ハシメ第二条ノ旨ト依頼人ノ便トヲ両全ナラシム

大審院ニ於テハ事實既ニ定マリ争点偏ニ法律ノ上ニ在ルヲ以テ事實ノ審理ニ立会フタル者ノ在廷ヲ必要トセス故ニ下級裁判所ノ所屬弁護士ノ行職ヲ許ルスノ便要ナシ

第十四条

弁護士ノ品位ハ成ルヘク高尚ニセサルヘカラス故ニ之ヲシテ營利ノ業ヲ兼行セシム可カラス弁護士ノ職ハ単ニ自利ノ為メニ行フモノニ非スシテ亦大ニ公共ノ利便ヲ達スル為メニ行フモノナルヲ以テ成ルヘク一身ヲ其職ニ専任セサルヘカラス故ニ普通ノ官吏ト為リ其他繁劇ナル公私ノ職務ヲ帶フヘカラス帝國議會議員以下本条ニ列記スル職務ハ有酬ナリトハ云ヘ榮譽ニ屬スルモ

ノニシテ亦通年日々執筆スルノ要ナキヲ以テ之ヲ例外トセリ夫ノ通常ノ県會議員ノ類ハ報酬ナキモノナレハ此等ノ名譽職ハ無論制限ノ外ニ置クノ趣意ナリ又府縣會議員タル弁護士ニシテ選レテ市区改正委員ノ類ト為リ或ハ弁護士試験委員ト為リ其他一時ノ囑托ヲ受テ有酬ノ官務公務ヲ取扱フ者アルヘシ此種ノ執務ヲモ禁制スルハ嚴峻ニ失スルカ故ニ官庁ヨリ特ニ命セラレタル事務ヲ取扱フ場合ヲ除キタリ

第十五条

弁護士ハ依頼人ノ為メ訴訟事件ニ関スル機密ヲ守ルヘキ義務アルモノトス故ニ原告ノ弁護士タル者忽チ變シテ被告ノ為メ同一ノ訴訟事件ヲ取扱フカ如キハ弁護士タル者之ヲ忌避セサルヘカラス其他弁護士カ曾テ判事検事奉職中取扱タル事件ニ在テモ亦忌避セサルヘカラス是本条ノ制裁ヲ要スル所以ナリ

第十六条

現制ノ組合区域ハ狹隘ニ過キテ組合設定ノ趣旨貫徹セサルカ故ニ其範圍ヲ擴張シタルナリ大審院ノ所屬弁護士会ハ自然ノ(抹消)(加筆)〔(海)汰ニ因リ老功秀拔ノ輩ヨリ組織セラルヘケレハ区域ノ広狭ヲ論スルノ要アルヘカラス

第十八条

常議員ヲ選出スルノ方法ニアリ一ハ総會員ノ選抜ニ任シ一ハ地域ヲ画シ毎区ノ會員ヲシテ選抜セシムル是ナリ前者ハ最モ公平ナルノ觀アレト控訴院所在地例ヘハ東京若クハ大阪ノ弁護士ハ常ニ多数ニ依リ選舉ノ全權ヲ握ルコト、ナリ他地方ノ弁護士ノ利害ハ措テ顧ミラレサルニ至ルノ惧アリ之ニ反シテ後者ニ依ル

トキハ東京大阪ノ如キ多数ノ弁護士アル地方ハ割合ニ不相当ナル少数ノ常議員ヲ出スコト、ナルカ故ニ此種ノ地方ハ不幸ナルノ憾ナキ能ハスト雖モ弁護士会全域内ノ各地方ヨリ代表者ヲ出スカ故ニ脈絡貫通シテ偏重ノ患ナク各地ノ事務取纏及会員取締上大ニ便益アルヘシ是本条ハ後ノ方法ニ従フ所以ナリ只三人以上五十人ト定メタルニ因リ最少數ハ少ナキニ過キ最多數ハ多キニ過ルノ觀ナキニ非ス此數ハ各始審裁判所管下ニ在ル代言人ノ現數ヲ斟酌シテ定メタルモノニシテ他別ニ規準アルコトナシ詳言スレハ北海道ノ根室ニハ僅カニ一人ノ代言人アルノミ之ニ次クモノハ九州ノ宮崎ニシテ三人ノ代言人アリ故ニ三人ヲ以テ最少數トセリ最多數ハ二十人トスルモ可ナリ三十人トスルモ可ナルカ如シト雖モ此數減少スルトキハ常議員ノ數過多トナリ事務ノ処理上不便甚シカルヘシ故ニ之ヲ五十人トセリ

第十九条

常議員ハ弁護士会ノ委員ナルカ故ニ其選定ハ總會ニ於テスルヲ当然ナリトス

第二十八条

常議員中一人若クハ二人ノ欠員アル毎ニ總會ヲ召集スルハ鄭重ニ過クルヲ以テ其補欠ヲ常議員ニ一任シ臨時總會ノ開会ヲ同時ニ三人以上ノ欠員アル場合ト会長ノ欠ケタル場合トニ限レリ

第三十三条

控訴院所在地ハ全区内最モ繁華ノ市ニシテ集会ノ便ニ宜シ又諸書類帳簿モ此地ニ在ルヲ以テ總會及常議員会トモニ此市内ニ開会スルヲ常例トセリ然レモ會員多数ノ意見ハ次会ノ開場ヲ他所

ニ移スヲ便トスルトキハ其意見ニ任スルモ差支アルヘカラス

第三十六条

總會ハ多人數ノ集合ナレハ過半数ノ同意ヲ得ルコト或ハ期シ難キ場合アランコトヲ顧慮セリ然レモ常議員会ハ少数ノ會員ヨリ組織セラル、モノニシテ其議決ヲ容易ナラシムルトキハ輕挙ノ虞ナキニ非ス殊ニ會員ノ懲戒ニ係ル議決ハ最モ鄭重ヲ要スルナリ

第三十七条

議事法及処務手續ハ各会ノ便宜ニ随テ定ムル処ニ任カスルヲ可トス爰ニハ唯大綱ヲ示スノミ

第三十八条

登録ヲ願フ者アルトキハ先ツ其者ノ果シテ弁護士タルニ適當ナリヤ否ヤヲ所属弁護士会ノ常議員会ニ諮問シ然ル後司法大臣ハ登録ノ允許ヲ与フルノ手續ニシテ弁護士会ヲ重ンスルノ趣旨ナリ(第四)

第三十九条

現制ニ依レハ代言人ニ不当ノ処置アリトモ因テ迷惑ヲ蒙リタル者ハ通常ノ起訴手續ニ依リ裁判所ニ訴フルノ外他ニ救正ノ途ナキモノ、如シ代言人規則条文ノ解釈如何ハ暫ラク措キ世人ハ救正ノ途ナシト信スルモノ、如シ而シテ懲戒ニ触ルヘキ所為ノ暴露スルハ同業互ニ相発クヨリハ害ヲ受タル依頼人ノ告クルニ因ルモノ多カラサル可カラス又代言人規則第十七条ニ依レハ檢事ハ単ニ告發ヲ俟テ処分ヲ為スヘキモノナリヤノ疑アリ是依頼人及檢事ニ關スル規定ヲ設クル所以ナリ

第四十四条

弁護士ニ非スシテ訴訟鑑定若クハ代訴ヲ業トスル輩ヲ禁制スルカ為メナリ而シテ此僭越ノ所業ニ因リ害ヲ受クルコト最モ切ナル者ハ弁護士ナルカ故ニ之ヲシテ監視ノ任ニ当ラシムルナリ

第四十五条

代言免許ハ滿一年ヲ期トス而シテ海内ノ代言人ハ尽ク同時ニ免許ヲ得ルニ非ス随テ代言人ノ免許期ハ殆ント各人各様ナルモノナリ今一定ノ期日例ヘハ明治二十四年一月一日ヲ刻シテ登録ヲ出願セシムルコト、センカ免許期尚ホ二三月ヲ剩ス者モアラン或ハ其半ヲ余ス者モアラン甚シキハ昨今漸ク免許ヲ得タル者モアルナラン此輩ハ皆多少免許ノ利益ヲ失フ次第ナル故ニ免許期限内ハ何時ニテモ登録ヲ出願スルノ余地ヲ存セリ然レハ第四十六条ノ規定ニ適合スル者ニ非サレハ本法施行期日後ハ弁護士ノ職務ヲ行フノ資格ナキカ故ニ職ヲ行ハント欲スル者ハ速カニ登録ノ手續ヲ為サ、ルヘカラス畢竟本条ハ出願ノ猶予ヲ与フルニ止マリ行職ノ特權ヲ継続スルモノニ非サルナリ

文書案

弁護士法案

右議院法第三十条ニ依リ撤回ス

明治廿四年一月九日

總理大臣

司法大臣

可

弁護士法案撤回ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治二十四年一月八日

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋 花押

(注記1)

「法制局法第二二号・六月廿七日」

(注記2)

(飯田) (水野) (山田) (山田) (山田) (山田)

(注記3)

「済」

(注記4)

「甲三一六」

(注記5)

「司甲三一六」

(注記6)

「説明書付 閣議決定ノ分」

(下札1)

「手数料ヲ免許料ト改メタシ」 (山田)

(下札2)

「第四十五条削除シタシ」 (山田)

(下札3)

「削除ノ理由 原文ノ如クナルトキハ代言人ハ現行代言人規則ニ拠リ五年間営業ノ後控訴院判事ニ補セラル、コトヲ得ルモノ、如シ

然レトモ其実決シテ然ラス裁判所構成法第六十九条ノ特権ヲ代
人ニ適用シ得ルハ弁護士法第四十五条施行ノ後ニアリトス故ニ今
俄ニ原文ノ如ク断言スルコトヲ得ス(司法省訓令第四号参看)

(下札4)

「法文修正ノ結果ニ依リ削除ス」

(下札5)

「法文修正ノ結果ニ依リ削除ス」

(下札6)

「法文修正ノ結果ニ依リ改正ス」

(下札7)

「手数料」ヲ「免許料」ト改ムヘシ」

〔明治廿三年 公文雜纂 未決議案
一回帝國議會 三十三〕 2A, 13, ①192〕